

通所介護・指定相当通所型サービスの運営規程

デイサービスセンターひなたの里 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社翔栄 が開設する デイサービスセンターひなたの里(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護・指定相当通所型サービスの事業を(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(指定相当通所型サービスにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所介護・指定相当通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2、指定相当通所型サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者及び事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4、身体拘束とハラスメントについて、事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5、和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年10月5日条例第65号)・「田辺市介護予防・日常生活支援総合事業における指定相当サービスの人員等に関する基準を定める要綱」及び関係法令に定める内容を遵守する。

(事業の運営)

第3条 指定通所介護(指定相当通所型サービス)の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在住所は、次のとおりとする。

① 名称 **デイサービスセンターひなたの里**

② 所在地 **和歌山県田辺市上芳養437-3**

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1、管理者1名（常勤兼務 介護職員・生活相談員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2、従業者

生活相談員 3名以上

看護職員 4名以上

機能訓練指導員 4名以上

介護職員 9名以上

通所介護(指定相当通所型サービス)従業者は、指定通所介護(指定相当通所型サービス)の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護(指定相当通所型サービス)の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護(指定相当通所型サービス)従業者に対する相談助言及び技術指導を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月、火、水、木、金、土、日曜日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

② 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

③ サービス提供時間 午前9時00分から午後4時15分までとする。

(指定通所介護・指定相当通所型サービスの利用定員)

第7条 指定通所介護・指定相当通所型サービスの利用定員は次のとおりとする。

1単位 31名(通常規模)

(指定通所介護・指定相当通所型サービスの内容及び利用料等)

第8条 指定通所介護・指定相当通所型サービスの内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。指定相当通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、当該利用者の保険者(市町村)が定める額に基づくと共に、利用料の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、本人負担分の額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴(一般浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ 延長サービス
- ⑦ アクティビティ(指定相当通所型サービス)

2 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護・指定相当通所型サービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 500円徴収する。

3 食費は、600円を徴収する。

4 おむつ代は、実費を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 指定通所介護(指定相当通所型サービス)の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告する。

主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2、利用者に対する指定通所介護(指定相当通所型サービス)の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3、利用者に対する指定通所介護(指定相当通所型サービス)の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、田辺市、上富田町、みなべ町、白浜町の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を配置する。

2、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理及び感染症の予防等に関する事項)

第13条 適切な衛生管理及び感染症の予防及びまん延の防止等のため、衛生管理推進員を配置する。

2、利用者の利用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

3、事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定通所介護(指定相当通所型サービス)の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2、事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(高齢者虐待防止の推進)

第15条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的実施する。
- ④ 上記措置を適切に実施する為の担当者を置く。

2、事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第16条 指定通所介護(指定相当通所型サービス)の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2、事業所は、提供した指定通所介護(指定相当通所型サービス)に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3、事業所は、提供した指定通所介護(指定相当通所型サービス)に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2、事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者は又はその代理人の了解を得るものとする。

(人権擁護)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権擁護推進員を置くとともに、従業者に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 年2回

2、従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4、保存期間として、事業所は指定通所介護[指定相当通所型サービス]に関する記録を整備し、指定通所介護においては、当該指定通所介護を提供した日から5年間、指定相当通所型サービスにおいては、完結した日から5年間保存するものとする。

5、この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は **株式会社翔栄** と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

この規程は、平成21年2月10日から施行する。

この規程は、平成21年2月20日から施行する。

この規程は、平成21年3月17日から施行する。

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月1日から施行する。

この規程は、平成23年 1月1日から施行する。

この規程は、平成23年 3月1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成24年11月21日から施行する。

この規程は、平成25年 6月1日から施行する。

この規程は、平成25年 7月14日から施行する。

この規程は、平成25年 7月31日から施行する。

この規程は、平成27年 4月15日から施行する。

この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成29年12月30日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 6月 1日から施行す

この規程は、平成30年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成30年11月 1日から施行する。

この規定は、令和 1年 6月 1日から施行する。

この規定は、令和 2年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 8月16日から施行する。

この規程は、令和 2年12月21日から施行する。

この規程は、令和 3年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 9月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年11月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 9月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 9月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 9月 1日から施行する。

この規程は、令和 8年 9月 1日から施行する。